

# 09賃金確定闘争総括

2010年2月22日 第4回中央委員会

単組として自らが担う四度目の賃金確定闘争は、公務員給与水準を低く抑えようという意図的な攻撃が続く情勢の下、改めて組織の力量が問われる闘いとなった。特別区人事委員会が10月8日に行った職員給与に関する勧告は、2003年以来6年ぶりに月例給・一時金ともに引下げるといふもので、勧告が実施されれば特別区職員に与える影響は測り知れない程の厳しい内容であった。

人事委員会勧告は、業務職給料表に対しても大きな影響を及ぼす。今回の勧告は国の人事院勧告に追随して意図的に特別区職員の給与水準を低く抑えようとする極めて政治的な勧告であり、第三者機関としての人事委員会の役割を放棄する不当な勧告である。わが組合は、こういった不当勧告に捉われることなく、清掃業務の困難度や特殊性を正當に評価する給料表を早期に提示するよう求めた。

下げを許さず現給保障を勝ち取ったこと等、総合的に判断をしたものである。現給保障を勝ち取ったことは大きな成果ではあったが、勤務評定が良くても、昇任・昇格しても、事実上給与処遇に反映されないこととなり、職場は失望感と無力感に覆われることとなった。わが組合は「取られたものは取り返す」という気概で、業務職給料表のあり方の改善を区長会側に求めることを今期確定闘争の主要課題と位置付けた。具体的な要求として、「① 現業（業務）職給料表を早急に提示し、具体的な協議を行うこと ② 現業（業務）職給料表作成にあたっては、清掃業務の特殊性・困難性を考慮し作成すること ③ 保障額表から現業業務職給料表への切り替えを行い、切り替えにあたっては保障額表の額と同額または直近上位に切り替えること。また、現業（業務）職給料表の全ての号給で号給増設を行うこと」以上の3点を「09勧告後の要求」項目に含めることを10月16日に開催した第1回中央委員会にて確認。10月20日の第2回団体交渉で区長会に提出、業務職給料表のあり方の改善を求める要求は、今期確定闘争の主要な争点となった。

## 主な取組みの経過

11月4日の全電通会館に

おける第一波総決起集会を皮切りに、11月5日から11月13日にかけて実施された第二波にあたる各地連別の決起集会と各ブロックの役員区長への要請行動。11月16日の区政会館における区長会総会での要請と座り込み行動。11月17日の江戸川区総合文化センターでの第三波総決起集会と区長会会長への要請行動、等々を組織の総力を挙げて精力的に取り組んできた。

職場では、全組合員及び家族による署名やステッカー闘争、適時の職場報告集会等が取り組まれ、ストライキ権批准投票は86.33%という高率で確立された。

最大の争点となった「保障額表から業務職給料表への早期の切り替え」という組合要求に対し、区長会側は「業務職給料表に関する皆さんと私どもの考え方には、大きな隔たりがあり、まず給料表の構造、給与水準、財政負担等への影響を見定めつつ、業務職給料表の水準見直しに至った考え方を踏まえ、(中略)慎重に検討してまいります。」と、最後の最後まで慎重な姿勢を崩そうとしなかった。

## 最終局面での経過

11月19日午前の専門委員会

でも具体的な解決策が示されず、「これでは団体交渉を持つ意味が薄い。明日は重大な決意で臨むことになり、解決を求めるならば団体交渉までに再考を求める」とを通告し、最終的な判断を求めた。

区長会側が交渉期限を11月19日としたことを受け、わが組合は11月20日の始業時から設定した1時間の実行使も背景としながら、区長会側に解決に向けた具体的な方策を示すよう専門委員会等へ迫った。しかし、区長会側が交渉期限とした11月19日午前の専門委員会

区長会側が交渉期限を11月19日としたことを受け、わが組合は11月20日の始業時から設定した1時間の実行使も背景としながら、区長会側に解決に向けた具体的な方策を示すよう専門委員会等へ迫った。しかし、区長会側が交渉期限とした11月19日午前の専門委員会

## 妥結内容とその判断について

最大の争点となった保障額表から業務職給料表への切り替えについては、2010年4月1日に全ての組合員を業務職給料表に切り替えさせるとともに、3級における号給増設(12号)を実現させた。切り替え方は、2010年3月31日現在、保障額の適用を受けらる者について、その者の職務の級で保障額と同額または直近上位の額の号給に切り替える。また、各級の最

高号給を超えている者は、表に左右されないと区長会側が認めているに等しい。業務職給料表および保障額は、マイナ勧告に左右され、マイナ勧告に左右されないものを示すべき」と区長会側は再三にわたって区長に主張した。しかし、勧告の扱いについて区長会側は、「民間給与の厳しい状況が職員給与に正確に反映されたものとして、重く受け止めております」とし、業務職給料表及び保障額表の改定についても「勧告給料表に準じた取扱いにするべきもの」という姿勢を崩さず、勧告通りの提案がされた。最高号給金額を超えた組合員については、引き続き現給保障にとどまることとなり、勧告に準じて保障額が減額されたことは不満なものである。また、全ての級の号給増設を求めたが、一部(3級)のみが増設にとどまった。人事・任用制度や給与等の改善要求については、組合要求に沿った対応を実現させることはできなかった。



写真は3月18日 特別区人事委員会要請